

たばこ小売販売業の許可を受けた皆様へ

たばこ小売販売業者は、たばこ事業法に基づき、事業の休止等の場合に届出を行っていただく必要があります（下記参照）。

届出を忘れた場合には、行政処分の対象（許可の取消しや営業停止）となる場合がありますので、遺漏無く届出を行っていただくようお願いいたします。

承継・休止・廃業等の際には必ず届出をしてください。

【届出を要する主な例】

- 相続、合併または分割により承継したとき
- 病気や店舗改築等の理由により、1ヶ月以上休業するとき
- たばこ販売を廃止したとき
- 商号、名称又は氏名及び住所（法人の場合、代表者氏名及び住所）に変更があったとき

（注）この他にも届出が必要な場合があります。

ご不明な点がございましたら、
お近くの財務（支）局までお問い合わせください。